

Q9

市町村(虐待対応担当課)等へ通告した後、保護者が学校に通告した理由の説明を求めてきた場合、どのように対応すべきでしょうか。

A9

学校から保護者に対しては、通告の理由、虐待を認知するに至った経緯や通告元等について、組織全体として伝えないことが重要です。市町村(虐待対応担当課)や児童相談所と連携して対応します。「新たなルール」)

重要

保護者が強い態度で説明を求めてきた場合はどのように対応すればよいでしょうか。

教職員、教育委員会等は、虐待を受けたと思われる児童生徒について通告したことや、市町村や児童相談所との連絡内容等を、その保護者に対してであれ漏らしてはいけないこととされています。さらに、市町村・児童相談所においては、子供の安全が確保されない限り、子供からの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこととされています。

そのため、保護者に通告の事実を伝達する必要がある場合には、対応について通告先(市町村等)と綿密に協議するようにしてください。

子供の安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元は明かすことはできない旨を保護者に伝えることを徹底することとされているからです。

さらに、状況によっては、以下の点に留意します。

- ・ 保護者が「親権」を理由に威圧的、拒絶的な態度をとる場合でも、学校はひるまず子供の命を守り抜く姿勢で毅然とした対応をすることが重要です。
- ・ 保護者が通告したことについて名誉棄損だと主張している場合でも、児童虐待の防止等に関する法律の趣旨に基づく通告は、基本的に刑事上、民事上の責任を問われることはないことを踏まえて毅然とした対応をすることが重要です。
- ・ 一時保護に至った事案では、「一時保護は児童相談所の判断であり学校が決定したものではない」など一時保護は専門機関の権限や責任で行われたことを明確に伝えることが重要です。
- ・ 保護者からの威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合は、複数の教職員等で対応すること、学校は即座に教育委員会等の設置者に連絡した上で、組織的に対応することが重要です。

【参照資料】

- ・ 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂版,文部科学省) p.3,34,35
- ・ 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」(平成31年2月28日,内閣府・文部科学省・厚生労働省)
- ・ 「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について(通知)」(平成31年3月28日,内閣府・文部科学省・厚生労働省)

Q10

児童相談所へ通告して当該児童生徒が一時保護となり、その説明を当該児童生徒の保護者が学校に求めてきた場合、どのように対応すべきですか。

A10

「一時保護は児童相談所の判断であり、学校が決定したものではない」と、明確に伝えてください。

重要

保護者が強く説明を求めてきた場合は、どのように対応すればよいでしょうか。

保護者が説明を求めてきた場合、「一時保護は、専門機関の権限や責任で行われる」ことを明確に伝えます(Q9参照)。さらに、状況によっては、以下の点に留意します。

- ・ 保護者が「親権」を理由に威圧的、拒絶的な態度をとる場合でも、学校はひるまず子供の命を守り抜く姿勢で毅然とした対応をすることが重要です。
- ・ 保護者からの威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合は、複数の教職員等で対応すること、学校は即座に教育委員会等の設置者に連絡した上で組織的に対応することが重要です。
- ・ 状況によっては、速やかに市町村(虐待対応担当課)、児童相談所、警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報を共有し、連携して対応することが必要です。

【参照資料】

- ・ 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」(平成31年2月28日,内閣府・文部科学省・厚生労働省)
- ・ 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂版,文部科学省) p.3,34,35
- ・ 「子ども虐待対応の手引き」(平成25年8月改訂版,厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課) p.43

Q11

児童相談所へ通告して当該児童生徒が一時保護となった場合、出席の取扱いはどうに対応する必要がありますか。

A11

一時保護となった当該児童生徒は、①出席停止、あるいは②出席扱いとみなす場合があります、個々のケースによって異なります。

校長は、一時保護の児童生徒について指導要録上出席扱いとする場合には、児童相談所の児童福祉司等を通じ、児童生徒の状況に適した学習環境が整備されていることを確認する必要があります。

重要

一定の要件を満たす場合、児童相談所の一時保護所等で相談・指導（学習）を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができると定められているからです。体制が不十分な場合には、保護期間中の児童生徒の学習機会の充実のため、児童相談所や一時保護所等と教育委員会・学校とが連携して必要な対応を行うことが求められます。

【要件の概要】（※要件の詳細については、必ず関連文書を参照すること）

- ① 一時保護の児童生徒が児童相談所の一時保護所で相談・指導（学習）を受けており、それが当該児童生徒の自立を支援する上で有効・適切であると判断され、かつ、当該施設と学校との連携・協力の状況、学習環境等が適切であると認められる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができます。この場合、指導要録には、出席日数の内数として、出席扱いとした日数及び当該施設において学習活動を行ったことを記入します。
- ② 一時保護の児童生徒が学校に出席できておらず、児童相談所の一時保護所等で学習を行っていない場合は、「出席停止・忌引き等の日数」に含める扱いとすることが適当です。この場合、指導要録には、一時保護等が行われている児童生徒であることを理由として出席停止・忌引き等の日数としたこと及びその日数を記入します。
 - ・ また、一時保護等の児童生徒が学校に復帰した際は、児童生徒の状況に応じて補習等を実施し、各学校の課程の修了や単位の認定等を適切に行うことが望ましい。

【参照資料】

- ・ 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂版、文部科学省）p.29
- ・ 「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について（通知）」（平成27年7月31日、文部科学省）

Q12

要保護児童対策地域協議会において虐待ケースとして登録されている要保護児童等が在籍している場合、どうに対応する必要がありますか。

A12

市町村（虐待対応担当課）等への「定期的な情報提供」が必要です。

市町村（虐待対応担当課）等からの求めに応じて、おおむね1か月に1回程度、対象となる児童生徒の出欠状況や家庭からの連絡の有無、欠席の理由について書面にて情報提供する必要があります。

重要

なぜ、「定期的な情報提供」が必要なのですか。

学校関係者からもたらされる子供や保護者にまつわる情報は、児童生徒一人一人に対する支援を検討する要保護児童対策地域協議会にとって重要な情報と目されているからです。

一つ一つの事象が軽微なことであっても、事象が度重なったり、複数の情報源から情報が寄せられたりすることで、対応が変わる場合もあり、学校からの定期的な情報は非常に重要です。

また、定期的な情報提供の期日より前であっても、新たな虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、適時適切に情報提供又は通告する必要があります。これらの対応を踏まえ、特に要保護児童等については、校長等管理職を中心に日常から多角的に情報収集しておきましょう。

【参照資料】

- ・ 児童虐待の防止等に関する法律 第13条の4
- ・ 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂版、文部科学省）p.31,32
- ・ 「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日、内閣府・文部科学省・厚生労働省）

Q13

要保護児童対策地域協議会において虐待ケースとして登録されている要保護児童等が休業日を除き、引き続き7日以上欠席した場合、どのような対応が必要ですか。

A13

理由の如何に関わらず、速やかに市町村（虐待対応担当課）等に情報提供することが必要です。*

校長等管理職は、担任や養護教諭、スクールソーシャルワーカーなどとともに要保護児童等の情報を整理・共有しておくことが必要です。

※ ただし、不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除きます。

なぜ、速やかに市町村（虐待対応担当課）等に情報提供する必要があるのですか。

連続欠席を、不登校（生徒指導）との関連だけではなく、児童虐待防止の視点からも捉える必要があるからです。

7日以上続いて欠席した場合の速やかな情報提供については、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、平成31年2月8日に決定された「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」を受けて、令和元年度から、「新たなルール」として定められた内容です。校内や関係者間で対応に係る共通認識をもっておきましょう。

「虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果（平成31年3月28日）」においても、「学校等の長期間にわたる欠席が虐待のリスク情報として重要であることが改めて明らかになった」とされ、欠席と虐待リスクの関連性について指摘されています。

【参照資料】

- ・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂版、文部科学省）p.32
- ・「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日、内閣府・文部科学省・厚生労働省）
- ・「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日、内閣府・文部科学省・厚生労働省）

重要

Q14

児童虐待の疑い等のあった要保護児童等が転校・進学する場合、どのように対応するべきでしょうか。

A14

- (1) **転出元・進学先の学校は**、指導要録や健康診断票、虐待に係る記録[※]の文書の写しなどを確実に引き継ぐとともに、教育的観点から対面、電話連絡などを通じて新しい学校に必要な情報を適切に伝えます。
- (2) **引き継がれた学校では**、その情報を個々の教職員が抱え込まず、必ず校長等の管理職や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と共有します。
- (3) **市町村教育委員会は**、要保護児童対策地域協議会に台帳登録されている要保護児童等の保護者から転校の申し出があった場合、市町村（虐待対応担当課）等に情報を提供します。

個人情報の扱いについてはどのようになっていますか。

虐待に関する個人情報は、児童生徒本人の利益となるものであることから、各地方公共団体が定める個人情報保護条例に基づき、本人や保護者の同意を得ずに他の学校に提供できるものと解されます。

※ 記録として写真を撮る場合は、児童生徒の心情等に十分配慮して行います。また、記録は校内で適切に保管しておくことが重要です（Q2を参照）。

【参照資料】

- ・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂版、文部科学省）p.36,37
- ・「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について（通知）」（平成27年7月31日、文部科学省）

重要

Q15

児童虐待の対応について校内研修を行う場合、どのような参考資料があるでしょうか。

A15

- (1) 文部科学省の研修教材として、次の2点があります。(※HPよりダウンロード可能)
- ① 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(令和2年1月23日)
 - ② 研修教材「児童虐待防止と学校」
- (2) 埼玉県教育委員会「公立学校人権教育担当者研修会」における配布資料
 (※ 令和2年度は、研修会の代替として、校内研修等用「児童虐待～児童虐待対応における学校の役割～(動画資料及び PDF ファイル)」を令和2年8月に各市町村教育委員会及び各県立学校へ送付済みです。)

重要

国や都道府県等における教職員対象の研修等がありますか。

国や都道府県等における教職員対象の研修等として、次のような事業があります。

- ・ 教職員対象の研究事業(国庫補助事業)
 子どもの虹情報研修センター主催「教育機関・児童福祉関係職員合同研修」
- ・ 都道府県主催「虐待対応関係機関専門性強化事業」

※ 教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、実際の対応について学ぶことが大切です。上記の研修教材を用いた校内研修や各種研修会への参加をとおして虐待を発見するポイントや発見後の対応の仕方等についての理解を一層深めていくことが重要です。

- 【参照資料】
- ・ 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」(平成31年2月28日,内閣府・文部科学省・厚生労働省)
 - ・ 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂版,文部科学省)p.5
 - ・ 「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について(通知)」(平成27年7月31日,文部科学省)
 - ・ 「令和2年度公立学校人権教育担当者研修会の動画配信及び資料の提供方法について(通知)」(令和2年8月4日付け事務連絡)

Q16

児童虐待防止に係る保護者への啓発は、どのような方法が考えられますか。

A16

保護者が集まる場で以下のようなリーフレットを配布することや、学校だより等を通じて地域の相談窓口を紹介することが考えられます。

- ・ 埼玉県教育委員会「児童虐待防止のための啓発リーフレット」(※外国語版もあります)
- ・ 「24時間子供 SOS ダイアル」について(0120-0-78310^{なやみ言おう})
- ・ 厚生労働省 令和2年度「児童虐待防止推進月間」について(啓発用ポスター等)
- ・ 厚生労働省「子どもを健やかに育てるために～愛の鞭ゼロ作戦～」
- ・ 厚生労働省「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」
- ・ 法務省「子どもの人権 SOS ミニレター」

重要

なぜ、保護者への啓発が必要なのでしょう。

令和2年4月から児童虐待の防止等に関する法律により保護者による体罰が禁止されました。^{※1} 児童虐待防止のためには、保護者の理解促進や協力が不可欠です。学校は、児童生徒及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努める努力義務があります。^{※2}

相談窓口の周知の他、児童生徒の人権、虐待が児童生徒に及ぼす影響及び虐待に係る通告義務等について、必要な広報その他の啓発活動に努める必要があります。

上記の他、家庭教育学級で児童虐待防止について取り上げたり、地域活動の集まりの場で次のリーフレットを配布したりすることなども考えられます。

- ・ 文部科学省「児童虐待への対応のポイント～見守り・気づき・つなぐために～」(令和2年3月27日改訂版)(※文部科学省 HP よりダウンロード可能)

- 【参照資料】
- ・ ※1 児童虐待の防止等に関する法律 第14条第1項
 - ・ ※2 児童虐待の防止等に関する法律 第5条第5項
 - ・ 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂版,文部科学省)p.8